参考資料7

(昭和四十八年法律第百十七号) (抜粋)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

(目的)

(定義等)

を除く。)をいう。 を起こさせることにより得られる化合物(放射性物質及び次に掲げる物第二条 この法律において「化学物質」とは、元素又は化合物に化学反応

- に規定する特定毒物 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第三項
- に規定する覚せい剤及び同条第五項に規定する覚せい剤原料二 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第一項
- 号に規定する麻薬 ニー・ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一
- に該当する化学物質で政令で定めるものをいう。
 2 この法律において「第一種特定化学物質」とは、次の各号のいずれか
- イ及び口に該当するものであること。
- 物の体内に蓄積されやすいものであること。
 イ 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生
- 1 次のいずれかに該当するものであること。
- (1) 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある

ものであること。

- の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。(その生息又は生育に支障を生ずる動物のうち、食物連鎖を通じてイに該当する化学物質を最当する動物のうち、食物連鎖を通じてイに該当する化学物質を最当する生息又は生育に支障を生ずる場合には、人の生活環境の保(2)継続的に摂取される場合には、高次捕食動物(生活環境動植物)
- 素を含む。)が前号イ及びロに該当するものであること。る場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質(元一当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものであ

(製造の許可)

よい。 定化学物質及び事業所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければなら第六条 第一種特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は、第一種特

- 産業大五に提出しなければならなハ。 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名産業大臣に提出しなければならない。
- 二 事業所の所在地
- 四 製造設備の構造及び能力三 第一種特定化学物質の名称
- 境大臣に通知するものとする。
 3 経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を環

(輸入の許可)

物質を輸入しようとするときは、この限りでない。許可を受けなければならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学第十一条 第一種特定化学物質を輸入しようとする者は、経済産業大臣の

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 第一種特定化学物質の名称
- 三 輸入数量
- 3 第六条第三項の規定は、第一項の許可に準用する。

(製品の輸入の制限)

はならない。 いるもの(以下「第一種特定化学物質使用製品」という。)を輸入して第十三条 何人も、政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されて

に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(使用の制限)

ときは、この限りでない。
てはならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を使用する物質ごとに政令で定める用途以外の用途に第一種特定化学物質を使用し第十四条 何人も、次に掲げる要件に適合するものとして第一種特定化学

- 一 当該用途について他の物による代替が困難であること。
- 染が生じるおそれがないこと。物質が使用されることにより当該第一種特定化学物質による環境の汚は加工に関するものでないことその他当該用途に当該第一種特定化学一 当該用途が主として一般消費者の生活の用に供される製品の製造又

(第一種特定化学物質の指定等に伴う措置命令

ため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、その指定のされた場合において、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止する眾二十二条 主務大臣は、一の化学物質が第一種特定化学物質として指定

- 該第一種特定化学物質を製造した者 第七条の規定に違反して第一種特定化学物質が製造された場合 当
- 場合 当該第一種特定化学物質を輸入した者 第十一条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質が輸入された
- 四 第十四条の規定に違反して第一種特定化学物質が使用された場合 入された場合 当該第一種特定化学物質使用製品を輸入した者 第十三条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質使用製品が輸

当該第一種特定化学物質を使用した者

(他の法令との関係)

第四十条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第五条

を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。 第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条及び第三十条の規定 物質の使用については第十四条、 第二十八条第一項の規定を、 が使用されている次の各号に掲げる物については第二十六条第一項及び 第二十八条第一項、 及び第三項、第二十三条第一項、 ついては第十三条第一項及び第二十二条の規定を、 の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物に の二第一項、 項、 第二十五条の三第一項、 第十一条第一項、 第五条の三第一項、 第二十九条、 第十四条、 次の各号に掲げる物の原材料としての化学 第二十六条第一項、 第十五条第一項、 第五条の四第一項、 第三十条並びに第三十一条の二第一項 第二十四条第一項、 第十五条第一項、 第二十二条第三項、 第二種特定化学物質 第二十七条第一項、 第二十二条第一項 第六条第一 第二十五条の二第 項、

- 規定する洗浄剤器包装、同法第二十九条第一項に規定するおもちや及び同条第二項に器包装、同法第二十九条第一項に規定する添加物、同条第五項に規定する容定する食品、同条第二項に規定する添加物、同条第五項に規定する容
- 定する農薬の総法(昭和二十三年法律第八十二号)第一条の二第一項に規
- 律第三十五号)第二条第二項に規定する飼料及び同条第三項に規定す飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法する普通肥料 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第二条第二項に規定
- 粧品及び同条第四項に規定する医療用具医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化五薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する

る飼料添加物